

三 事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限定する。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの（申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が十分の一以上であるもの）

四 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出版されたものに限定する。）である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

五 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新（同法第二条第六項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限定する。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出版されたものに限定する。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承認したものである場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

六 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限定する。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出版されたものに限定する。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承認したものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

第七条第一項第二号中「番号」の下に「又は当該特許番号」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「法第十八条第一項第一号に掲げる者が」及び「を提出する場合」を削り、「前条第一号イからニまで」を「前条各号」に改め、同条第三項を削る。

第八条中「第三年」を「第十年」に改める。

第九条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「法第十八条第二項第一号に掲げる者が」及び「を提出する場合」を削り、「第六条第一号イからニまで」を「第六条各号」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第三項第二号中「第四条第一項」を「（平成十年法律第五十二号）第四条第一項」に改める。

（弁理士法施行令の一部改正）

第十五条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第十号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号を同条第十六号とする。

第八条第一項第六号中「書換」を「書換え」に改め、同項第十号中「第十四号」を「第十三号」に改める。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「もの」を「特許発明又は当該特許発明を実施するために認定計画に従つて承認した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定に基づく第一項」を「前項」に改め、「特許法」の下に「昭和三十四年法律第二百一十一号」を加え、「第六年」を「第十年」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第一項中「もの」を「発明又は当該発明を実施するために認定計画に従つて承認した特許を受ける権利に係る発明」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定に基づく第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（特定通常実施権登録令の廃止）

第十七条 特定通常実施権登録令（平成二十年政令第三百三十三号）は、廃止する。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令の廃止）

第十八条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令（平成二十年政令第二百四十三号）は、廃止する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十九条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項第一号ロ及び第二十七号の四第八項第一号ロ中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第二十条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を削り、第十条の三を第十条の二とする。

第三十条中「第十六条第八号又は第九号」を「第十六条第六号」に改め、「又は仮通常実施権」を削る。

第二章 経過措置

（施行日前の特許権についての通常実施権又は仮通常実施権に関する登録の申請等に係る経過措置）

第二十一条 特許法等の一部を改正する法律（以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた平成二十三年改正法第一条の規定による改正前の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号。次項において「旧特許法」という。）第二十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（通常実施権に係る部分に限る。）又は同項第四号に掲げる事項（仮通常実施権に係る部分に限る。）の申請、嘱託又は命令による登録については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧特許法第二十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（通常実施権に係る部分に限る。）又は同項第四号に掲げる事項（仮通常実施権に係る部分に限る。）の登録の理由が発生した職権による登録については、なお従前の例による。

（施行日前の実用新案権についての通常実施権に関する登録の申請等に係る経過措置）

第二十二条 施行日前にされた平成二十三年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百三十三号。次項において「旧実用新案法」という。）第四十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項（通常実施権に係る部分に限る。）の申請、嘱託又は命令による登録については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧実用新案法第四十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項（通常実施権に係る部分に限る。）の登録の理由が発生した職権による登録については、なお従前の例による。